

	号外	定価 1部 2円	県職労HPリニ ューアル 組合 員限定のページ も設けました http://iwatekensyoku.or.jp
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内	

単身赴任手当改善へ (人事委員会規則改正)

「加算額」に 新区分

80km以上100km未満の単身赴任者に 4,000円を加算

人事委員会は13日、単身赴任手当に関する規則改正を行い、これまで、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の職員にのみ支給されていた「加算額」について、新たに「80km以上100km未満」の距離区分を設け、当該区分の該当者に4,000円を支給することとした。

単身赴任手当の改善にあたっては、この間、組合員から寄せられていた自己負担の解消に向けた要求の一環として、今年度の給与削減阻止の交渉でも「職員の負担軽減の観点から人事委員会にも働きかけていきたい」との総務部長回答を引き出し、交渉終結後も県職労がその具体化に向けて働きかけていたものだ。

今回の改善により、これまで加算額の対象外だった盛岡―宮古間(93.7km)、花巻―釜石間(86.7km)等が新たに加算額対象となり、内陸に居住する沿岸地区への単身赴任者を中心に、自己負担の軽減につながる。

また、この加算額は、4月に遡及して適用することとなり、単身赴任者の2割にあたる300人弱(全任命権者計)が新たに加算額の対象として支給改善される。

労働条件にかかる自己負担はまだまだ存在しており、県職労は、今回の改善にとどまらず、更なる労働条件の向上に取り組んでいく。

◆ 加算額新区分の例

例：盛岡駅前のマンションから、宮古へ単身赴任で五月公舎へ入居

	基礎額	加算額	支給額計
昨年度まで	23,000円	—	23,000円
今年度4月から	23,000円	4,000円	27,000円

